

## 「多子世帯の大学等授業料等無償化」の要件とアルバイト収入の関係

別紙2

令和7年度から開始した「多子世帯の大学等授業料等無償化」は、これまで、アルバイト等の年収が103万円以下の方を、多子世帯の子供としてカウントしたこところ、いわゆる「103万円の壁」を見直す令和7年度税制改正を踏まえ、大学生年代(19歳以上23歳未満)の方については、年収160万円以下であれば、多子世帯の子供としてカウントすることとしました。  
※以下は、令和8年10月分の判定から適用されますが、当該月分の判定は令和7年1月～12月分の収入状況等により行われます。

令和7年12月31日時点の年齢	扶養する子供にカウントされる年収
23歳以上	123万円以下
<b>19歳以上23歳未満</b>	<b>160万円以下</b>
19歳未満	123万円以下

